

医療分野の研究開発関連の調整費について

- 「科学技術イノベーション創造推進費」(令和8年度:595億円)のうち175億円を医療分野の研究開発関連の調整費として確保。
- 調整費の配分に係る考え方としては、現場の状況・ニーズに対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)より提案される「理事長裁量型経費」及び推進本部長又は副本部長等が配分対象事業及び配分額案を策定し、機動的な予算配分を目的とする「トップダウン型経費」がある。
- 健康・医療戦略推進本部の決定により、毎年度2回配分することを基本とし、その他、緊急的な研究開発等に適宜対応する。

科学技術イノベーション創造推進費 (平成26年度～、内閣府に計上)

595億円

175億円
(AMED)
医療分野

100億円
(BRIDGE)

320億円
(SIP)

右記の配分方針に基づき、
健康・医療戦略推進本部
の決定により配分。

CSTIの司令塔機能を生かし、
SIPや各省庁の研究開発等の
施策で生み出された革新技術
等の成果を社会課題解決や新
事業創出、我が国が目指す将
来像(Society 5.0)に橋渡し
するため、官民研究開発投資
拡大が見込まれる領域におけ
る各省庁の施策の実施・加速
等に取り組む。

基礎研究から社会実装まで
を見据えて研究開発を一気
通貫で推進し、府省連携に
よる分野横断的な研究開発
等に産学官連携で取り組む。

医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針 (平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部決定)

① 現場の状況・ニーズに対応した予算配分 (理事長裁量型経費)

AMED理事長より提案を受け、理事長と調整の上で配分対象事業及び配分額等の案を策定し、推進本部に諮るもの。

- 年度の途中で研究開発が加速する等の理由により、追加的に研究開発費を配分することが、研究開発の前倒しや研究開発内容の充実等に効果的と判断した事業について配分。
- 健康・医療戦略等の取組を一層推進する観点から、特に優れた課題の採択数の増加や新たな研究課題の公募等が望ましいと判断した事業について配分。
- 優れたシーズの創出又は実用化の加速に向け、事業間をつないで連続的に支援すること又は企業への導出を支援することが有効と判断した研究開発課題を推進するための施策について配分。

② 推進本部による機動的な予算配分 (トップダウン型経費)

推進本部長又は副本部長等が配分対象事業及び配分額案を策定し、推進本部に諮るもの。

- ある領域において画期的な成果が発見されたこと等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合等に配分。
- 感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要が生じた場合に配分。

平成26年度以降の調整費配分実績推移

(億円)

